

<論 説>

# 戦前朝鮮の「皇国臣民化」と人権 ……法治としての「同化」……

鈴木敬夫

Imperial Subjection and Human Rights in Pre-World War II  
Korea: …… Governance Through “Assimilation” ……

Keifu Suzuki

## Summary

What is “assimilation” or “assimilationism?” There has been extensive, varied and excellent previous research conducted on this issue. Below, this paper will objectively examine the system of legal governance in pre-World War II Japan-occupied Korea through legally instituted Imperial nationalist “assimilation.” Due to changes to the Education Law of Korea, the main purpose of which was to teach Japanese language and culture to its subjects, and the severe application of laws suppressing political dissent that underpin it, e. g. the Public Security Preservation Law, this paper seeks to clarify the true nature of the tragedy of Imperial subjection. During this period, the anti-Japanese independence movement among Korean youth frequently issued manifestos calling for “the overthrow of colonial slave education.” Above all, it must be noted that after repeated changes to the Education Law of Korea, the Wartime Education Law was promulgated, and youth were forced into combat

zones. The principle of willingness to die for the Empire, promoted by colonial university professors in line with the spirit of the times, is also deserving of criticism. Colonial “assimilation” carried out in the name of “governance” stripped colonized people of their dignity and violated their human rights.

## 目次

序 法律を以て行う「同化」を問う

I. 「皇国臣民化」扶植・序章

II. 朝鮮教育令と「同化」への道…「三・一独立運動」の発生

III. 「一視同仁」、「内鮮一体」教育…「光州学生抗日運動」

IV. 「朝鮮語辞典編纂事業」に対する治安維持法の適用…「朝鮮語学会事件」

V. 大学における「兵役の勧め」…尾高朝雄の「道義朝鮮と徴兵制度」論

…李恒寧の「肇国と法律」論にふれて…

小結…「自由を放棄する罪」について

— 李恒寧と李慶煥の「直訴」—

## 序 法律を以て行う「同化」を問う

「同化」ないし「同化主義」とは何か。この問いに対しては、多種多様な優れた先行研究がなされている<sup>(1)</sup>。以下では、戦前日本の朝鮮植民地における統治法制を、所謂「同化」法制であると客観視して、法治を以て進めた「天皇ナショナリズムの同化」論を素描する。被支配民族に日本の言語・文化を教授することを主目的とした法律「朝鮮教育令」の変遷と、それを支えた政治的刑法、すなわち官憲による「治安維持法」の峻厳な解釈と適用から、「皇国臣民」扶植の悲惨な実像を明らかにしたい。この時期に、「檄文」に“植民地奴隷教育を打倒せよ”を掲げた朝鮮青年による抗日独立運動が多発している<sup>(2)</sup>。何よりも、数次にわたる「朝鮮教育令」変遷の終末に「戦時教育令」が布かれ、青年が戦場へと駆り立てられた史実が指摘されなければならない。植民地の大学教授による時勢に迎合した、皇国への殉国論も批判されてよい<sup>(3)</sup>。

結論として、「法治」の名を以て行われた植民地「同化」は、被支配民族の尊厳を否認し、その人権を侵害したものであるといえよう。

## I. 「皇国臣民化」扶植・序章

植民地朝鮮における皇国臣民化扶植の源流は、まぎれもなく五次に亘って強化される「朝鮮教育令」(第一次、1911年、勅令229号)<sup>(4)</sup>にあったと言えよう。ただ日本の皇国主義を異民族に扶植するには、「朝鮮教育令」以前に、数次にわたる植民地法制の実施がなければあり得なかった。「日朝修好条規」(1876年)、「日韓議定書」(1904年)、「日韓協約」(第一次1904年、第二次1905年、第三次1907年)、「日韓併合ニ関スル条約」(1910年)、「朝鮮ニ施行スヘキ法令ニ関スル件」(1910年)など不法な手続きを経て、「朝鮮教育令」が発布された。しかし、ここに至る経緯は、強制的な調印によって締結された「乙巳五条約」(第二次日韓協約)の下で、統監府の設置、韓国の外交権の剥奪、司法・警察権の掌握、治安法等(「保安規則」、1906年、統監府令第10号；「保安法」、1907年、法律第2号等)の制定が実証しているように、その欺瞞的な法手続きを隠蔽するかのよう<sup>(4a)</sup>、もっぱら抵抗運動、すなわち抗日義兵運動を弾圧する法令が布かれたといえよう。とくに治安刑法「韓国駐劄憲兵ニ関スル件」(1907年、勅令第323号)の施行は、“南韓大討伐作戦”を展開させ、徹底的な焦土戦術を以て多大な犠牲を強いた<sup>(5)</sup>。こうした中で抗日義兵を率いたキリスト教徒、義士安重根(An Jung-geun, 1878~1910)による前韓国統監伊藤博文の暗殺事件が起きた(1909年)。この行為は、彼の信仰の表明に外ならず、神の前で問われる自己責任に因る抵抗権の行使であった<sup>(6)</sup>。日本にとって韓国併合は既定の路線ではあったが、この事件が契機となって、日本は一気に「韓国併合」条約締結へと進んだといえよう。統監府は、朝鮮の人々に対して表現の自由、出版の自由を禁じて「併合」への道を開いた<sup>(7)</sup>。第一次「朝鮮教育令」の実施が「韓国併合」の翌年であることは注目されてよい。そして36年を経た「朝鮮教

育令」は、「戦時教育令」へと豹変し、朝鮮青年を戦場へと送っている。

## 註

- (1) ここでは、山本有造「植民地統治における『同化主義』の構造—中山モデルの批判的検討—」『人文学報』第83号(2000)57頁以下、のみ一篇を掲記しておきたい。
- (2) 光州学生独立運動同志会編纂『光州学生独立運動史』(1974)、後掲。
- (3) 鈴木敬夫「皇民化を受容した法学思想…戦時期における尾高朝雄と李恒寧の所説を中心に…」『札幌学院法学』第34巻第1号(2017)53頁以下。
- (4) 「朝鮮教育令」の集大成は、朝鮮青年に向けた第五次朝鮮教育令というべき「戦時教育令」(1945年、勅令第320号)である。この第五次「教育令」に依拠して、朝鮮総督府は「戦時教育令公布ニ関スル訓令」(1945年、総督府訓令第37号)を發布した。「訓令」には「皇国教育未曾有ノ転換ヲ敵前ニ断行シ、学徒ヲシテ義勇奉公ノ節ヲ効サシメ其使命達成ニ遺憾ナカラシメ」、「学徒ヲシテ皇国ノ安危ヲ双肩ニ担イ若キ熱血ヲ滅敵ノ一途ニ傾倒セシムルニ万遺漏ナキヲ期スベシ」と命令されていた。総督府は36年にわたる同化教育を総括して、その成果を次のように記している。「抑々始政以来三十有余年同根脈々タル内鮮ノ伝統ハ一視同仁ノ聖徳ヲ仰ギテ渾然一体トナリ幾多同胞ハ戦局ノ進展ト共ニ相携ヘテ奮起シ身命ヲ大東亜建設ノ聖業ニ献ゲタリ是レ実ニ教育ノ成果ニシテ今後尚聖戦完遂ノタメニハ其ノ使命愈々重キヲ加フルハ言ヲマタズ」と。総督府が被支配者青年の教育に関与した業果が、如実に表記されている。鈴木敬夫著『朝鮮植民地統治法の研究…治安法下の皇民化教育』(北海道大学図書刊行会、1989)、第5章太平洋戦争と「決戦」教育、201頁以下、とくに263頁。
- (4a) これを実証する精緻な先行研究として、李泰鎮「一九〇四～一九一〇年、韓国国権剥奪条約の手続き上の不法性」及び康成銀「一次資料からみた『乙巳五条约』の強制調印課程」、笹川紀勝・李泰鎮編著『韓国併合と現代 歴史と国際法からの再検討』(明石書房、2008)、李論文96頁以下、康論文155頁以下。さらに鈴木敬夫「植民地治安法の適用—朝鮮高等法院刑事判決録を中心として—」(1)『札幌学院法学』第8巻第1号(1991)85頁以下、第3章。
- (5) 統監府下の治安法の中でも、抗日抵抗運動に多大な犠牲を強いたのが「保安法」(1907年、法律第2号)の適用である。日本の「治安警察法」(1900年、法律第36号)を模して制定された「保安法」第7条は「政治ニ関シ不穩ノ言動動作又ハ他人ヲ扇動教唆ハ使用シ又ハ他人ノ行為ニ関涉シ因テ治安ヲ妨害スル者ハ五十以上ノ笞刑十箇月以下ノ禁獄又ハ二箇年以下ノ懲役ニ処ス」と定められていた。しかし、当時において効力があつた「刑法大全」(光武9

年、1906年)が併用され、その第195条「政府ヲ転覆シ又ハ其ノ他政事ヲ変更セシムカ為乱ヲ作りタル者ハ絞ニ処ス」を駆使して処罰した幾多の判例が残されている。拙著『朝鮮植民地統治法の研究』(前掲)、17頁、21頁、71頁～72頁等。さらに新たに布かれた治安法、すなわち『朝鮮駐劄憲兵条令』(1910年、勅令第343号)、第一条 朝鮮駐劄憲兵ハ治安維持ニ関スル警察及軍事警察ヲ掌ル は、当時、朝鮮の治安維持を一手に担っていた韓国駐劄軍、駐劄憲兵による反日義兵と、義兵を支えた村民に対する蛮行を合法化し、抗日義兵等を鎮圧した事例として多々記録されている。朝鮮駐劄軍司令部『朝鮮暴徒討伐誌』(1913)13頁、35頁。

(6) 韓国において「義士」とされる安重根は獄中において「東洋平和論」を書き遺している。この論文の意義については、中野泰雄著『安重根・日韓関係の原点』(亜紀書房、1984)201頁以下がよい。安重根の良心と抵抗権、裁判をめぐる諸論点の考察については、他日を期したい。とくに示唆に富んだ論考は「安重根の平和論である自主独立は、朝鮮侵略への明確なアンチテーゼであった」と説く。笹川紀勝「韓国併合一〇〇年 安重根の抵抗の精神と平和論」『世界』第801号(2010)228頁、231頁；さらに先行の戸塚悦朗「安重根裁判の不法性と東洋平和」『龍谷法学』第42巻第2号(2009)272頁以下を参照。

(7) 「日韓併合」以前に、朝鮮の人々の表現の自由、出版の自由を奪った法律がある。すなわち、「新聞紙規則」(1908年、統監府令第12号)、「出版法」(1909年、法律6号)等がそれである。新聞への掲載禁止事項として「治安ヲ妨害シ又ハ風俗ヲ壊乱セントスル事項」等、出版禁止事項として、「国交ヲ阻害シ、政体ヲ変革スルカ国憲ヲ紊乱スル文書图画ヲ出版シタ時ハ三年以下ノ役刑」等を以て厳しく規制して、一切の反日言論を塞ぎ「併合」への道を拓いた。鈴木敬夫「併合以前の治安法」朴秉濠還甲記念(Ⅱ)『韓国法史学論叢』(博英社、1991)315頁以下。

## Ⅱ. 朝鮮教育令と「同化」への道…「三・一独立運動」の発生

第一次「朝鮮教育令」は、第二条において「教育ニ関スル勅語ノ趣旨ニ基キ忠良ナル国民ヲ育成スルコト」を最大の目標としていた。この目標をいかにして達成するか。朝鮮総督府学務局は、「併合条約」が公布されると同時に「朝鮮民族教化の方針」を明記した「教化意見書」を朝鮮総督に提示(明治32年9月8日)した。この「教化意見書」において、扶植教育史上はじめて「同化」という観念が、すなわち朝鮮人を「日本

人化」(Japanization) するという思想が明記された<sup>(8)</sup>。

「教化意見書」は、大日本帝国が世界の国々に類例のない「無比ナル国体」に基づいているとする前提に立脚して、その「国体」は「万世一系ノ天皇ヲ戴ケル日本帝国臣民ノ忠義心」に支えられ、この「忠義心ハ日本民族ニ固有ナル祖先崇拜ニ深キ根帯ヲ有ス」と言い、つまり「国体」は「国家」の観念に先行する概念であり、その「忠義心」は日本民族が生まれながらにもつ民族的心性に基づくものである、とした。このことを「教化意見書」は「日本民族ノ忠義心ハ建国以来一貫シテ我が国民ノ脳裡ニ共通ナルモノニシテ説明訓諭ヲ待チ後ニ始メテ啓発セラルルカ如キモノニアラザルナリ」と断言する。そうであるならば、はたして異民族朝鮮人にこれを扶植し、同化することができるかどうか、が問われる。

「教化意見書」では、朝鮮人に対する国体への忠義心扶植がいかに至難であるか、その困難な要因を四つあげている。イ・ヨンスクによれば、第一に「朝鮮民族ハ同化ニ必要ナル特殊ノ要素ヲ欠ク」こと。つまり「朝鮮民族ハ我皇室ニ対シテカカル特殊ノ関係ナキヲ以テ彼ヲラシテ此ノ美妙ナル忠義心ヲ体得セシムコトハ全ク不可能ナルベシ」第二に「朝鮮民族不完全ナガラモ三千年来国家ヲ成セル民族」であり、すでに確固とした民族精神が形成されているため、「日本民族ヨリノ感化影響ヲ受ケテ之ト同化セントスル陶冶性ハ頗ル乏シ」い。第三に「彼等ハ朝鮮族ナリトノ明確ナル自覚心ヲ有」しており、「此民族的自覚心ハ日本民族ノ同化的感化ニ最モ大ナル障害トナル」。第四に「朝鮮民族ハ千二百万以上ノ大衆」であり、朝鮮に移住する少数の日本人移植者が及ぼす「感化影響」がさほど期待できない、とする。

それゆえ、四つの要因は「到底如何トモスベカラザル」ものである、と断じている<sup>(9)</sup>。

要するに「教化意見書」は、「朝鮮民族ヲ同化セシメテ日本民族ト全ク同様ナル忠良ノ臣民タラシメンコトハ期待シ得ザルノミナラズ教化ノ帰趨ヲ此処ニ求メテノ施設運営ハ徒勞ニ終ルベキコトハ以上論ジタルガ如

シ」である。とはいえ、現下の「教育ニ関スル勅語ノ趣旨」を教化実現しなければならぬ「意見書」からすれば、一步踏み込んで「彼等ハ帝国ノ忠良ナル臣民タラシムルコト得ズト雖教化シテ帝国ノ順良ナル臣民タラシムルコト得ベシト信ズ。厳正ノ意味ニ於ケル同化（ジャパニゼーション）ヲ忠良化トセバコノ意味ノ教化ハ順良化ト称シ得ヘシ」と意見を具申せざるを得なかった。こうした経緯から、「順良化」の手段としては、「大ニ日本語ヲ普及セシムル」こと以外に途はないとした。つまり、朝鮮人は天皇に対して決して「忠」であることはできない、しかし「順」であることができるのではないかとした。だがこの「順良化」の提言が、いかに欺瞞的な意味を内包していたかは、別な箇所の記述であきらかである。すなわち「最モ厳正ナル意義ニ於ケル朝鮮民族同化（ジャパニゼーション）トハ彼等ヲシテ日本民族ノ言語風俗習慣等ヲ採用模倣セシメ更ニ進ミテ日本民族ノ忠君愛国ノ精神（忠義心）ヲ体得セシムルコトヲ云フ、「同化ノ本髓ハ寧其内の方面タル精神ニアル」と述べているからである<sup>(10)</sup>。「教化意見書」のいう「順良化」とは、「忠君愛国ノ精神ヲ体得」させることであつたといえよう。

朝鮮の人々に対して「同化」することは極めて困難で「到底如何トモスベカラザル」ものであることを承知した上で、敢えて朝鮮総督府は「朝鮮教育令ノ公布ニ際シ朝鮮教育ノ本義ニ関スル件」（1911年）を「論告」している。そこには植民地教育に関する三つの指針が示されている。曰く

- ・その教育は「教育ニ関スル勅語ノ趣旨ニ基キ忠良ナル国民」の育成を目的とすること
- ・その教育は「特ニカヲ徳性ノ涵養ト国語ノ普及トニ致シ以テ帝国臣民タル資質ト品性トヲ具ヘシム」ため、朝鮮人に日本語を必須化し、教育用語を日本語に限定すること
- ・その教育は「時勢及民度ニ適合セシムル」ため、朝鮮人に対する教育制度は日本人に対するものとは別個のものを用意すること、などである<sup>(11)</sup>。

この基本指針の下で、同年に「普通学校規則」（総督府令 110 号）が布かれ、「三、国語ハ国民ノ精神ノ宿ル所ニシテ且知識技能ヲ得シムルニ欠クベカラサルモノナレハ何レノ教科目ニ付テモ国語ノ使用ヲ正確ニシ其ノ応用ヲ自在ナラシムコト期スヘシ」として、まさに「同化」の要が国語教育であることを改めて規定した。

総督府の教育施策にとって見逃せないものに、私立学校に対する監督があった。「日朝修好条規」（1876 年）の 10 年後には、首都（京城、日本語で「けいじょう」と呼称。現在の Seoul）に「キリスト教主義学校」が数多く設立されていた。これらのキリスト教の布教を目的とする私立学校は、「自由な教育を受けた人間（liberally educated man）を養育することを目的」としていたため、「民族の誇り」を願望していた若者を惹きつけることとなり、そこで育まれた民族的自覚は、抗日意識の培養に大きな役割を果たしたため、抵抗運動を促す拠点とみなされていた<sup>12)</sup>。それゆえ統監府では「反日愛国教育の絶滅を期する」学制改革が急務となり、「私立学校令」（1908 年、勅令第 62 号）、「教科書図書検定規定」（同年、学部令第 16 号）が布かれ、私立学校の営みが弾圧されることになった。特に総督府の下では、私立学校で教育できる教科目および教化課程を官・官公立学校規則に規定されているものに限定し、これらの規則に「規定スル以外ノ教科課程ヲ加フルコトヲ得ス」とし、さらに「宗教上ノ教科ヲ加ヘ又其儀式ヲ行フコトヲ得サルモノトス」と「訓令」した。しかし、自由を希求する民族的自覚は盛り上がりはすれ、衰えることはなかった。「日韓併合」に至ると、「私立学校規則」（1911 年、総督府令第 114 号）、「改正私立学校規則」（1915 年、総督府令第 24 号）を布き、宗教教育の自由を規制した。府令に伴う「訓令」に曰く、「帝国ノ学政ニ於テハ夙ニ国民ノ教育ヲシテ宗教ノ外ニ立タシムルヲ主義トス是ヲ以テ本総督ハ朝鮮教育令ノ実施ニ際シ官公立ノ学校ハ勿論法令ヲ以テ一般ニ学科課程ヲ規定シタル学校ニ於テハ宗教上ノ教育ヲ施シ又ハ其ノ儀式ヲ行フコトヲ許ササルヲ宣明セリ」と。

この時点において、「朝鮮教育令」にはおよそ「宗教の自由」はなく、



法令を以て良心の自由を規制し得ることが至極当然視されたといえよう。総督府は、学生のみならず朝鮮の人々の「皇民化」の柱に「神道」を据えるべく「神社寺院規則」(1915年、総督府令第72号)、「神祠ニ関スル件」(同年、総督府令第21号)を定め「天照大神」と「明治天皇奉祀」を目的とした神社の造営を進めている。総督府が各道知事にあてた通達「生徒児童ノ神社参拝ニ関スル件」は、つぎのような内容であった。

「神社ニ関スル観念カ一般ニ徹底セラレサル為近來学校ニ於テ行フ生徒児童参拝者ニ関シ神社ト宗教トノ関係等此疑義アル向有之平ニ相聞候処御承知ノ通神社ハ我皇室ノ祖先及国家ニ功劳アリタル国民ノ祖先等ヲ奉祀シ国民ヲシテ崇敬ノ誠ヲ致シ永ク其ノ功績敬仰セシムル為ノ公ノ設備ニ候テ国法上神社ト宗教トハ其ノ観念ヲ異ニスルノミナラス神社ニ参拝シ神祇ヲ敬スルコトハ尊祖崇拜ノ義ニ外ナラス故ニ生徒児童ヲ神社ニ参拝シムルトモ固ヨリ宗教ヲ強フルモノニ非サルヲ以テ之ガ為国民ノ信教ノ自由ヲ侵スモノニハ勿論無之候殊ニ近ク鎮座祭ヲ執行セラルル朝鮮神宮ハ畏クモ皇祖竝ニ明治大帝ヲ奉祀スルモノニシテ之ニ対シ崇敬ノ誠意ヲ捧ケテ其鴻徳ヲ奉仰スルハ国民精神ノ統一作興ヲ図リ国民生活ノ安泰ヲ期スル所以ニ外ナラス候」<sup>(13)</sup>

神格化した天皇制イデオロギーを「教育」名の下に進める「神社参拝」政策は、天皇を神として崇めることを強要する露骨な「同化」以外の何ものでもなかった。この民族の精神ないし信教の自由を許さない教育は、明らかに民族の誇りを傷つけ、挙族的意識を喚起させないではおかなかった。こうした経緯の下に「三・一民族独立運動」(1919)<sup>(14)</sup>が発生したのである。「三・一民族独立運動」は、朝鮮のキリスト教、仏教、天道教の各宗教指導者らが集い「独立宣言書」を読み上げたことによって端を発し、数千人規模の学生による民族独立運動は、次第に朝鮮全土に波状的に広がった。主導したのは、社会意識と民族意識の発達した知識層、学生をはじめ、学者、教師、宗教人などであり、主体勢力は大衆的に独立運動を展開しつつあった農民、中小業者および労働者であったと記されている。運動の規模は、3月から4月にかけての示威回数1,214

回、延べ参加人数は110万人に達している。これに対して総督府は憲兵や巡査、軍隊をもってこれを鎮圧し、朝鮮人死者7,509人、負傷者15,849人、逮捕者46,306人であった<sup>(15)</sup>。逮捕者のうちで3月と4月の間で起訴された者は、7,255人に及ぶ<sup>(16)</sup>。朴殷植（Park Eun-sik）著『韓国独立運動之血史』（1920）は、如上の蛮行を実証的に記述している。「独立宣言」は、以下の一文から始まる。

「吾らここに、我が朝鮮が独立国であり朝鮮人が自由の民であることを宣言する。これを以て世界万邦に告げ人類平等の大義を克明にし、これを以て子孫万代に告げ民族自存の正当な権利を永久に所有せしむ。」

## 註

- (8) 優れた先行研究として、所謂「教化意見書」の所在と、その「同化」と「教化」の問題を鋭く指摘した、イ・ヨンスク著『「国語」という思想 近代日本の言語認識』（岩波書店、2012）305頁以下がある。渡部学・阿部洋編『日本植民地教育政策史料集成（朝鮮篇）』第69巻（龍溪書舎、1991）所収。本稿における「教化意見書」の位置づけ及び解釈は、イ・ヨンスク教授説に多くを学び、依拠することを許されたい。
- (9) 渡部・阿部編『日本植民地教育政策史料集成（朝鮮篇）』（前掲）19頁～20頁；イ・ヨンスク著『「国語」という思想 近代日本の言語認識』（前掲）310頁。
- (10) 渡部・阿部編『日本植民地教育政策史料集成（朝鮮篇）』（前掲）8頁～9頁；イ・ヨンスク著『「国語」という思想 近代日本の言語認識』（前掲）311頁。
- (11) 阿部彰「国家体制の再編・強化と教育政策」『日本近代教育百年史』1・教育政策（1）（国立教育研究所、1973）372頁。
- (12) 「我々はただ朝鮮人をよりよい朝鮮人とすることで満足である（We take pleasure in making Koreans better Koreans only.）。我われは、朝鮮が朝鮮的なものに誇りをもち、さらにはキリスト教とその教えを通じて完全無欠な朝鮮人になることを希望している」を理念として掲げていた。L.G. Park, The history of Protestant Mission in Korea, 1832-1910, p.128. 安倍洋「朝鮮のミッションスクール—創業期の教育活動を中心として」『世界教育史大系』5（講談社、1975）342頁（再引用）。
- (13) 高橋浜吉著『朝鮮教育史考』（帝国地方行政学会朝鮮本部、1927）501頁；「私学と神社参拝問題」にふれて、呉天錫『韓国近代教育史』阿部洋・渡辺学共訳（高麗書房、1979）305頁以下。このような神社参拝の強制は、キリスト

者の良心的抵抗を呼び起こし、「偶像崇拜であるとして神社不参拝運動が繰り返され、官憲によって検挙された。逮捕された者 2,000 余名、獄死者 50 余名に及んだ。笹川紀勝「良心の自由の原理的事例的研究」『法律論叢』第 79 巻第 2・3 号 (2007.3) 255 頁。

- (14) 三・一独立運動を、「全民族的抵抗」に位置づける観点、現代史資料』25・朝鮮 1。(1966、みすず書房) 14 頁以下は、本稿の基礎である。また総督府は、私立学校の「官・公立化」を強化して、「改正私立学校規則」を制定した。鈴木敬夫著『朝鮮植民地統治法の研究』(前掲)、61 頁以下。
- (15) 金泳謨「三・一独立運動の社会層分析」『亜細亜研究』第 11 巻第 1 号(1969)、91 頁。日本では、植民地教育施策がまさに「水の泡に帰した」事件と批判された。三・一独立運動を主導したのは、朝鮮全土の学生たちであったから、これは併合以来の朝鮮総督府による教育扶植が打ち砕かれた瞬間であった。弓削幸太郎『朝鮮の教育』(自由討究社、1923) 232 頁。
- (16) 金正明編『朝鮮独立運動』1. 分冊(原書房、1967) 323 頁。起訴された者で、一番において有罪が確定した者は、「保安法」違反が 693 人、「政治ニ関スル犯罪処罰ノ件」(1919 年、制令 7 号) 違反が 204 人、刑法(騒擾罪)違反が 1,851 人、その他 70 人と記録されている。ただし、3 月から 12 月までに、朝鮮各地の裁判所受理処分者数が、19,252 人、被起訴人員が 9,441 人である。こうした数字は文献によって若干異なるが、朝鮮総督府法務局『朝鮮独立思想運動の変遷』(高麗書林、1931) 32 頁と概ね照合することができる。

### Ⅲ. 「一視同仁」、「内鮮一体」教育…「光州学生抗日運動」

植民地の同化施策は、この抗日独立運動を契機に転換を余儀なくされた。いわゆる「武断政治」から「文化政治」への転換である。

独立運動直後における総督の施政方針訓示は、天皇「陛下ノ優勅」に基づく「一視同仁」論であって、警察官や一般官吏の「制服帯剣ヲ廃止シ朝鮮人ノ任用待遇等ニ考慮ヲ加ヘムトス要之文化的制度ノ革新ニ依リ朝鮮人ヲ誘導提擧シ以テ其ノ幸福利益ノ増進ヲ図リ将来文化ノ發達ト民力ノ充実トニ応ジ政治上社会上ノ待遇ニ於テモ内地人ト同一ノ取扱ヲ為スベキ究極ノ目的ヲ達セムコト」を掲げている。この記述には、当時の日本人と朝鮮人との不平等な総督府の取り扱いが如実に表記されている。同時に第二次朝鮮教育令(1922 年勅令第 19 号)が布かれた。第一

次とは大きな変化がみられる。すなわち第一次朝鮮教育令第二条の「教育ハ教育勅語ノ趣旨ニ基キ忠良ナル国民ヲ育成スコトヲ本義トス」が削除されたことである。それはなぜか。いわく「教育勅語ノ趣旨ハ学校ニ於テ主要ノ目的トスル徳育ノ本義ニシテ内地ノ教育勅令中ニモ之ヲ掲載セラレサルノミナラス斯ノ如キ条項ヲ本令ニ存続スルトキハ往々朝鮮人ノ反感ヲ買ヒ却テ統治ニ不利ヲ来タスノ虞アルカ故ニ寧ろ之ヲ削除スル可トス」<sup>(17)</sup> というものである。総督府は「教育勅語」を以ってする教育が、朝鮮の人々の反感を買い、統治に不利であることを三・一独立運動の発生から学んだといえよう。

第二次教育令へ向けた改革の一つに「内鮮共学」があげられる。これは天皇の「一視同仁」の本旨を具体化しようとした改革案に「実業学校・師範学校・専門学校・大学予科及大学ニ於テハ内鮮人ノ共学ヲ行フ」と具申されていた。この案こそ、日本人と朝鮮人を共学にし、教授用語に日本語を用いることを前提に、一気に「同化」を図ることが目論まれたものであった。それだけに朝鮮の知識人によって「内鮮共学」は教育の平等を唱っているものの、実は朝鮮語を滅亡の危機に陥れるもので、朝鮮人学生の「日本人化」を意図した政策であるとして強固に反対されたため、到底、実現には限界があったといえよう<sup>(18)</sup>。

「共学」が至難であると知るや総督府は態度を一転させ、立法趣旨に「普通教育ニ関シテハ国語其他ノ学修関係ニ於テ両者其事情ヲ異ニスルガ為、共学ハ困難トスル所」と掲げて、学生を「国語ヲ常用スル者」と「国語ヲ常用セサル者」に区分けして、日本人学生は小学校、中学校、高等女子学校で行い、別途、朝鮮人学生は普通学校、高等普通学校、女子高等普通学校で教育する分別教育を提起した。もし朝鮮人学生が、日本人学生の通う学校に入学しようとするれば、第二次朝鮮教育令 25 条「入学ニ関ス件」（総督府令第 15 号）によって「家庭ノ事情、修学ノ便宜又ハ将来ノ生活上ノ必要等特別ノ事情アル場合ニ限り」という条件をつけて極力制限し、その数も受け入れる学校の「生徒数ノ三分ノ一ヲ超ユルコトヲ得ス」と絞った。このように公然と差別がなされる一方で、国語教育

については、第一次教育令下の「普通学校規則」にいう「国語ハ国民精神ノ宿所ニシテ」を継承して、「国民タル性格ヲ涵養シ国語ヲ習得セシム」(第四条)、「国民タルノ性格ヲ養成シ国語ヲ熟達セシム」(第六条)と規定した。ここにいう「国民」とは「教育ニ関スル勅語」の「忠良ノ臣民」を指しており、国語の「習得」や「熟達」は、まさに「皇民化」を図るものであったことは明らかである。

当時において「内鮮一体」はどのように説かれていたか。いわく「内鮮人共に皇国臣民して純真な国家精神を以て、国家の目的に協力しなければならない。個人的な利益を犠牲にしても国家の発展のために尽くさなければならない。内鮮一体の根本は、犠牲の精神に徹せざる限り未だ十分ではない。犠牲の精神は内鮮一体の基調というべく、国家への献身、殉国の精神の涵養こそは、皇国臣民教育の究極目標である」とされていたのである<sup>(19)</sup>。

このような「内鮮一体」を掲げた第二次「朝鮮教育令」下の「皇民化」の実践が、いかに朝鮮人学生の尊厳を蹂躪したかは、第二次朝鮮教育令の末期に発生した「光州学生抗日運動」(1929年11月3日に蜂起)によって明らかにされる<sup>(19a)</sup>。この抗日運動が、施政者の朝鮮人学生に対する植民地「差別教育」に起因するものであったことは、抗日運動の過程で学生が配布した「檄文」や、逮捕者が処罰された判決文に多々みることができる。その証しが、光州学生独立運動同志会編『光州学生独立運動史』(国際文化社、1974年、ハングル語版)にみる四十件の〈裁判記録〉として遺されている。「三・一独立運動」(1919)以来、「六・一〇学生万歳闘争」(1926)<sup>(20)</sup>をはじめとする、民族独立運動ないし抗日抵抗運動が連綿と継続して起きていたから、決起と連帯を訴える学生の「檄文」は、挙族的運動の導火線となって全土に拡散したといえよう。それ故に、後に猛威を振るう『治安維持法中改正緊急勅令』を待つまでもなく、光州学生独立運動の前半は、従来「保安法」(1907年、法律第2号)、出版法(1909年、法律第6号)、「政治ニ関スル犯罪処罰ノ件」(1919年、制令第7号、略称『制令七号』)が併用され、弾圧されることになった。

つぎに〈裁判記録〉に記載されている判決文の中から、「檄文」として数多く示されているものの中からその一部を取り上げて、檄文の行間に「抗日運動」にみる真摯な学生の叫びを素描したい。そこに繰り返し描かれているのは、“植民地奴隷教育撤廃”の実像以外のなにものでもない。

1. 羅州農業補修学校、羅州公立普通学校示威運動事件判決

予審終決書及同判決 昭和四年刑公第 41、49 号 保安法及出版法違反被告事件、被告朴恭根 懲役一年（以下略） 檄文：「植民地弾圧政治に絶対反対する」、「言論、集会、出版、結社の自由権の獲得」、「官僚的教官の排撃」、「朝鮮人本位の教育制度実施」、「治安維持法の絶対反対」など<sup>(21)</sup>。

2. 徽文高普不穩文書頒布事件判決

昭和四年（1929）刑公第 140、141 号 出版法、保安法違反被告事件、被告李鍾 懲役十月（以下略） 檄文：「植民地奴隷教育を打倒せよ」、「朝鮮人本位の教育を実施せよ」、「反動的専政教育者を追放せよ」など<sup>(22)</sup>。

3. 榮州公立普通学校檄文事件判決

昭和五年（1930）刑公第 1233、1234 号 法律第六号、出版法違反、保安法違反被告事件、被告尹次慶、懲役一年（以下略） 檄文：「朝鮮民族解放万歳」、「全朝鮮の学生大検挙と朝鮮総督暴圧政治及野蠻的警察の圧迫に、全朝鮮被圧迫階級大衆は一斉に決起せよ」など<sup>(23)</sup>。

4. 咸興高普檄文事件判決

昭和五年（1930）刑控第 348 号 保安法、出版法違反被告事件、被告劉三奉 懲役八月（以下略） 檄文：「全国犠牲者学生擁護同盟」の名の下に、「検束された学生を奪還せよ」、「校内学生 自治権を擁護せよ」、「一切の植民地教育に対して抗争せよ」、「学園への警察の干渉に絶対反対」、「全国同盟罷校によるすべての要求を貫徹せよ」、「日本帝国主義を打倒せよ」など<sup>(24)</sup>。

## 5. 光州学生独立万歳示威事件判決

昭和5年(1930)刑控公第176、177号 暴力行為等処罰に関する件及保安法違反、出版法違反被告事件 被告金向南、李亨雨、金安鎮 各禁固八月(以下略) 檄文:「被検者を奪還せよ」、「在郷軍人団の非常招集に反対せよ」、「警戒網を即時撤退せよ」、「消防隊、青年団は即時解散せよ」、「光州中学校を閉鎖せよ」、「言論、集会、結社、出版の自由を獲得せよ」、「検束者を即時解放せよ」、「校内への警察権侵入に反対せよ」、「朝鮮人本位の教育制度を確立せよ」、「植民地奴隸教育制度を撤廃せよ」、「社会科学研究的自由を獲得せよ」など<sup>(25)</sup>。

## 6. 咸興高普讀書会事件及盟休事件判決

昭和六年刑控第497号 保安法違反被告事件 被告人李錫麟 懲役八月(以下略) 檄文:「奴隸的植民地教育の撤廃、並びに警察による野獸的弾圧、絶対反対」など<sup>(26)</sup>。

如上は、概して『制令七号』や『保安法』等の違反被告事件で扱われた判決文上の「檄文」であるが、以外にも上掲〈裁判記録〉四十件のうち、末尾の三件に治安維持法等違反事件が取り上げられている。すなわち、「大邱師範学校秘密結社研究会事件予審終結書 昭和十六年予第二〇号 治安維持法違反被告事件」<sup>(27)</sup>、「第二次光州学生独立運動事件判決(其一) 昭和十七年刑公合 第六十九号 治安維持法違反被告事件」<sup>(28)</sup>、「第二次光州学生独立運動事件判決(其二) 昭和十九年刑公合 第十九号、治安維持法違反被告事件」<sup>(29)</sup>である。これらは「治安維持法改正緊急勅令」の餌食となった初期の事例であろう。

顧みて、「治安維持法ヲ朝鮮、台湾及樺太ニ施行スル件」(1925年、勅令17号)の発布から、わずか五年後に「思想処罰法」としての性格を鮮明にしつつ「治安維持法中改正緊急勅令」(1928年、勅令第125号)が制定された史実がある。その冒頭の条項を掲げよう。

第一条 国体ヲ变革スルコトヲ目的トシテ結社ヲ組織シタル者又ハ結社ノ役員其ノ他指導者タル任務ニ従事シタル者ハ死刑又ハ無期若ハ

七年以上ノ懲役若ハ禁固ニ処シ情ヲ知りテ結社ニ加入シタル者又ハ結社ノ目的遂行ノ為ニスル行為ヲ為シタル者ハ三年以上ノ有期ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス

第一〇条 私有財産制度ヲ否認スルコトヲ目的トシテ結社ヲ組織シタル者又ハ情ヲ知りテ結社ニ加入シタル者若ハ結社ノ目的遂行ノ為ニスル行為ヲ為シタル者ハ十年以下ノ懲役又ハ禁固ニ処ス

前項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

改正の主眼は、つぎの二点である。先ず、国体変革目的の結社に関する刑が重くなり、その組織者、役員その他の指導者は最高刑、結社加入者も二年以上の懲役、禁錮とされた。何よりも思想犯が一挙に「極刑」の対象にされたことである。次に「結社ノ目的遂行ノ為ニスル行為ヲ為シタル者」、すなわち「目的遂行行為者に対する処罰規定」を新たに設け、結社加入者と同様の刑が科せられることになったことである。目的遂行行為は、およそ結社の目的遂行に役立つ一切の行為が含まれる、極めて包括的、かつ変幻自在な解釈が可能となる条項である。それゆえ大邱師範学校秘密結社研究会事件（前掲）において、被告朴孝濬等が、学生に対して「表面上は朝鮮文芸の研究を標榜しつつ、裏面では、民族意識を昂揚と實力の養成団結を図り」、窮極的には「朝鮮を帝国の羈絆から分離独立させる目的で秘密結社を組織し」、協議を繰り返し、「大邱師範学校文芸部」を組織して、指導者の部署、分担、運動方針等を指示し、毎週、文芸作品を持参する読書会を開催したことが、まさに「結社ノ目的遂行ノタメニスル行為ヲ為シタル者」に当たるという理由で「治安維持法中改正勅令」によって問責された<sup>(30)</sup>。また「第二次光州学生独立運動事件」（其一）で、被告劉夢龍等が「大東亜戦争の勃発は朝鮮民族が独立するための絶好の機会」とみて民族の団結を主張し<sup>(31)</sup>、「第二次光州学生独立運動事件」（其二）において、被告南廷等は、朝鮮民族は団結して、帝国の統治から離脱し独立国家を建設すべきだ、「大東亜戦争における日本の敗戦を必然的な朝鮮独立の絶好の機会として蹶起しよう」と訴えたことが<sup>(32)</sup>、「治安維持法中改正勅令」による可罰の対象に据えられた。要



するに後の模範とされた大審院判決が示すように、被告等が「天皇統治権ノ支配ヨリ離脱セシメ独立国家ヲ決意シ」「其目的達成ノ為ニ」「民族意識ノ培養昂揚ニ努力スル等ノ行為ヲ為シタル」ことは、まさに「目的遂行ノ為ニスル行為ヲ為シタル者ニ外ナラサルカ故ニ」治安維持法中改正勅令」違反に問われることになった<sup>(33)</sup>。

如上の教育という名の「同化」政策は、第三次朝鮮教育令（1938年、勅令第103号）が制定される過程で大きく変容することになる。まず第三次朝鮮教育令の特色は、第二次教育令において「国語ヲ常用スル者」と「国語ヲ常用セサル者」と区分けしていた従来の教育を「普通教育ハ小学校令、中学校令及高等女子学校令ニヨル」（第二条）と改め、これまでの指針に加え「制度の上に於いて全面的に内鮮一体の趣旨の具現」を図るべきことが打ち出され、「内鮮一体」という観念を加えて「同化」の具体的な指針がより確かなものになった。すなわち第三次朝鮮教育令の下で改定された「小学校規程」（1938年、総督府令第24号）から「国民学校規程」（1941年）へと移り、その「留意事項」において、既存の「忠良ナル国民」が変更され、「忠良ナル皇国臣民ノ育成」が前面に打ち出されて、「一視同仁ノ聖旨ヲ奉体シテ忠良ナル皇国臣民タルノ資質ヲ得シメ内鮮一体、信愛協力ノ美風ヲ養ハンコトヲカムベシ」ことが掲記されるに至った。この時期になると「授業用語ハ国語ヲ用フベシ」が何等憚ることなく公然と規定され、「国史ハ肇国ノ由来ト国運進展ノ大要トヲ授ケテ国体ノ尊嚴ナル所以ヲ知ラシメ皇国臣民タルノ精神涵養スルヲ以テ要旨トス」と規定されて、教科目「朝鮮ノ歴史」は消え失せ、神格者天皇の「皇国ノ歴史」に取って代わることとなった<sup>(34)</sup>。

## 註

- (17) 広川淑子「第二次朝鮮教育令の成立過程」『北海道大学教育学部紀要』第30号（1977）83頁。
- (18) 朴雪熙「朝鮮教育令の改正にみる「内鮮教学」と授業用語問題—第二次朝

- 鮮教育令を中心に一』『アジア地域文化研究』No.11（2015.3）63頁。
- (19) 小沢有著作『民族教育論』（明治図書出版、1967）85頁参照。さらに呉天錫著『韓国近代教育史』渡部学・阿部洋共訳（高麗出版、1979）335頁。ここにみられる「内鮮一体」論は、さらに同化の程度を高め、尾高朝雄によって「国体の本義」を支柱にした「東亜共栄圏」建設論として展開されることになった。尾高朝雄著述『国体の本義と内鮮一体』（国民総力朝鮮連盟防衛指導部、1941）76頁以下。
- (19a) とくに「生き証人」の証言を記録した貴重な研究、山本禮子「邂逅—光州学生事件との関りの中で—」『和洋女子大学紀要』第40集・文系編（2000年3月）45頁以下。すなわち、梨花女子高等普通学校における抗日学生運動の主導者崔福順などの敬虔な言行がみられる。47頁以下。なお『光州抗日学生事件資料』（後掲註26）299頁～211頁では、当時の京城における梨花女子高普通など、女子学校19校の抗日運動の背景が記録されている。
- (20) 「六・一〇学生万歳闘争事件」とその「判決」を略述して、鈴木敬夫著『朝鮮植民地統治法の研究』（前掲）137頁以下。
- (21) 『光州学生独立運動史』（前掲）174頁。これらの判決は、もとより日本語文で示されている。戦後、光州学生独立運動同志会編纂・李殷相監修『光州学生独立運動史』として出版された際に（1974年）、掲記された判決文等のすべてがハングル語に置き換えられた。筆者としては、本来、所謂「原文」（日本語判決文）と照合すべきであるが、現時点で「地方法院判決文」の所在確認が至難で、これが為されていない。したがって、掲記する「檄文」は拙訳によるものである。
- (22) 『光州学生独立運動史』（前掲）156頁。
- (23) 『光州学生独立運動史』（前掲）179頁。
- (24) 『光州学生独立運動史』（前掲）199頁。
- (25) 『光州学生独立運動史』（前掲）135頁。
- (26) 『光州学生独立運動史』（前掲）216頁。如上の判決文において確認できる多数の「檄文」の他に、見落としてはならない極めて多くの「檄文」等がある。すなわち朝鮮総督府警務局『光州抗日学生事件資料・極秘文書』解説姜在彦（風媒社、1979）における「檄文六種」、「新学期開始後学生事件に関する檄文蒐録表」に掲載されているものである。310頁以下。
- (27) 『光州学生独立運動史』（前掲）228頁以下。
- (28) 『光州学生独立運動史』（前掲）245頁以下。
- (29) 『光州学生独立運動史』（前掲）247頁以下。
- (30) 『光州学生独立運動史』（前掲）232頁。
- (31) 『光州学生独立運動史』（前掲）245頁。
- (32) 『光州学生独立運動史』（前掲）249頁～250頁。

- (33) 治安維持法違反被告事件（一九四三年（れ）第六五一号、同年九月一日第二刑事部判決、棄却）『大審院刑事判例集』第二十二卷（1943年）241頁以下。  
 (34) 『近代日本教育制度史料』第8巻（講談社、1978）178頁。；鈴木敬夫著『朝鮮植民地統治法の研究』（前掲）、「朝鮮統治五大政綱」下の第三次朝鮮教育令、189頁以下。

#### IV. 「朝鮮語辞典編纂事業」に対する治安維持法の適用…「朝鮮語学会事件」

「朝鮮教育令」にみる法治の軌跡は、日本語教育を通じて「皇民化」を図る「同化」の足跡であったと言えよう。民族に固有な「言語」の否定のみならず、その主体である朝鮮人に「殉国」を迫る同化教育の実践は、人々をして、とくに朝鮮人の知識人、朝鮮語研究者李克魯等に民族文化に対する危機感を与え、これを擁護せんとする確固たる信念を醸成させた。

失われる民族の言語をどう守るか。文学者李克魯などが組織した朝鮮語学会による「朝鮮語辞典編纂事業」はその象徴的存在であったといえよう。ひろく韓国文化受難史上で類例をみない悲惨な言語弾圧事件とされる「朝鮮語学会事件」は、当時もっとも先鋭化していた『治安維持法中改正法律』（1941年、法律第54号）の毒牙によって被災し受難したものである。この「改正法律」は、先行の『治安維持法改正緊急勅令』から13年を経て出され、より綿密な法網で強化された政治刑法であった。それだけに数多くの治安維持法違反事件とされるも判決の中で、「同化」の観念が「司法」の場面で、「朝鮮語学会事件」ほど鮮明に差別化が顕われた事例は外にないであろう<sup>(35)</sup>。裁判の記録は、感興地方法院の予審終結決定を以て終わっている<sup>(36)</sup>。

『治安維持法中改正法律』の不法な特色は、「目的遂行行為処罰条項」を備えた第一条に凝縮している。はたして「国体ヲ変革スルコトヲ目的トシテ結社ヲ組織シタル者又ハ結社ノ役員其ノ他指導者タル任務ニ従事シタル者ハ死刑又ハ無期ニ処シ情ヲ知りテ結社ニ加入シタル者又ハ結社ノ目的遂行ノ為ニスル行為ヲ為シタル者ハ三年以上ノ有期懲役ニ処ス」

（第一条）等にみられる極めて抽象的な犯罪構成要件が、警察官や検事によって解釈され、裁判官によって具体的にどのように適用されたであろうか。

失われてゆく民族の言語を保存すべく辞典編纂事業に携わっていた「朝鮮語学会」の活動の一切が『治安維持法中改正法律』にいう違法な「結社」であると看做され、メンバーの組織的活動は「結社」の「目的遂行ノ為ニスル行為」に該当するとされて全員が検挙された（1942年）。以下にその「判決理由」の一部を摘出する。

「判決理由」では、朝鮮「民族ノ言語ハ民族内ノ意思疎通ハ素ヨリ民族感情及ビ民族意識ヲ醸成シ茲ニ固キ民族ノ結合ヲ生セシメ之ヲ表記スル民族固有ノ文字アリテ茲ニ民族文化ヲ成立セシムルモノ」と判示して、自ら朝鮮語が朝鮮民族にとってかけがいのない固有な文字であることを認めた上で、敢えて「朝鮮語学会」を可罰の対象に据えている。いわく、「朝鮮語学会」は「表面文化運動ノ仮面ノ下ニ朝鮮独立ノ為ノ実力養成団体トシテ本件検挙マデ十年余ノ長キニ亘リ朝鮮民族ニ対シ朝鮮語文運動ヲ展開シテ来リタルモノニシテ終始一貫シテ渝ヲサル其ノ活動ハ克ク朝鮮民心ノ機微ニ触レテ深く其ノ心底ニ喰入り朝鮮語文ニ対スル新タナル関心ヲ生セシメテ多年ニ亘リ偏狭ナル民族観念ヲ培養シ、民族文化ノ向上民族意識ノ昂揚等其ノ企画セル朝鮮独立ノ為ノ実力伸長ニ寄与セルモノ蓋シ鮮カナラサルモノアリ」とする。それ故に、「表面上、朝鮮語文ノ研究普及ヲ図ル文化団体ナルガ如ク装イ、裏面ニ於テ朝鮮語ヲ整理統一シ、朝鮮民衆ニ宣伝普及シテ、朝鮮固有ノ文化ノ向上ト朝鮮民衆ノ民族意識ノ喚起昂揚ニヨリ朝鮮独立ノ実力ヲ養成シ、右独立ヲ実現スヘキコトヲ目的トスル「朝鮮語学会」ト称スル結社ヲ組織」したもの、と断定した。

「目的遂行行為処罰条項」の拡大解釈は随所にみられるが、たとえば検挙された中学教師がその学生に「朝鮮人トシテ朝鮮語ヲ知ラサルハ朝鮮人トシテノ自覚ヲ失ヒ朝鮮民族ノ存在ヲ忘却スルニ至ルモノナルカ、朝鮮語ノ発達ハ朝鮮民族ノ発展ニ至大ノ関係ヲ有スルモノニシテ朝鮮語ノ

衰退ハ朝鮮民族ノ滅亡ヲ意味スルモノナルニ依リ諸氏ハ朝鮮語ヲ研究シテ朝鮮ノ発達ヲ図ラサルヘカラサル」と説いたことが指弾されている。教師の言説が「朝鮮民族ノ独立ヲ企図」して、その「目的タル事項ノ実行ヲ扇動シ」たものと看做されたのである。このような判断の下で「判決理由」は、「朝鮮語辞書編纂」、「朝鮮文化の発展」、「民族精神の高揚」、「朝鮮独立企図」という四段階の図式を以て、朝鮮語学会の被検者を「朝鮮独立ノ目的ヲ以テ結社シ其ノ目的遂行ノ為ニスル行為ヲ為シタ」者とみて有罪判決へと導いている<sup>(37)</sup>。

この裁判では、日本の裁判所が、民族文化における言語の重要性をよく認識した上で、なおかつ、その言語の根絶をはかることを目的に判決を下したものであるだけに、これまでにみてきた「朝鮮教育令」にみる国語教育、すなわち「法治としての同化」政策を踏襲しており、植民地朝鮮における司法権の実像を垣間見ることができる。換言すれば、ここに日本が法治の名の下に、異民族の言語を抹殺することを目的とした司法実践を客観視することができよう。治安維持法の「目的行為処罰規定」を自在に操る法治の濫用は、終戦に至るまで数多くの悲劇を生んだ。今日、「朝鮮語学会事件」という史実は、植民地時代の過酷な歴史の記憶として、同時に、現代の国民国家韓国の一体性を強く認識させる材料として存在している<sup>(37a)</sup>といえよう。

「朝鮮語学会事件」の二年後に京都で起きた詩人尹東柱 (Yoon Dong ju, 1917~1945) 治安維持法被告事件も、朝鮮人に対して「目的行為処罰規定」が濫用された代表的な例であろう。尹東柱は京都地方裁判所で裁かれ懲役2年が科された<sup>(38)</sup>。だが終戦の陽光を見ることなく1945年2月福岡刑務所で獄死した。こうしてみると、無恥にも「目的遂行行為処罰規定」は、司法官憲の目から見て、疑わしいと見た者の行為が目的遂行行為と把握される限りにおいては、すべて目的意識は不要だとされ、逮捕できる包括的で変幻自在な悪法以外のなにもでもなかった。しかし戦時期日本において、刑法学者の中に治安維持法に対して正面から批判した者はいなかったのである<sup>(39)</sup>。

## 註

- (35) 金充経「ハンゲル学会とハンゲル運動の歴史」『韓』第6巻第8号（1977）3頁以下、「受難」の実態に触れて14頁～15頁。
- (36) 特集「朝鮮語学会事件」『韓』第6巻第8号（韓国研究院、1977）。本稿の「予審終結決定」はこれに依拠した。100頁～121頁。もとより韓国には李熙昇編『日帝下の文化運動』（玄音社、1982）448頁以下など、数多くの精緻な研究がみられる。とくに、稲賀茂美「朝鮮語学会事件再考・日帝支配下の民族意識と国語問題」上・下、『図書新聞』2698号（2004.10.23）、2699号（2004.10.30）は、当時朝鮮に渡っていた日本の言語学者、金沢庄三郎や小倉進平などとの関りを論じている。
- (37) 宋建鎬著『韓国現代史論』（韓国神学研究所、1984）385頁～391頁。また、辞書の編纂事業が「朝鮮独立ノ根本目的ニ副ウ」ことが、犯罪構成要件に触れ可罰された経緯について、熊谷明泰「治安維持法下の朝鮮語学会事件」『人権問題研究室紀要』（関西大学）2006年第4号、117頁～118頁。
- (37a) 三ツ井 崇著『朝鮮植民地支配と言語』（明石書店、2010）249頁。この先行研究には、朝鮮語学会事件に関する韓国人研究者の優れた研究成果について詳細に言及している。
- (38) **尹東柱治安維持法違反被告事件**

### 判決

本籍 朝鮮咸鏡北道清津浦項町七十六番地

住居 京都市左京区田中高原町二十七番地武田アパート内

私立同志社大学文学部選科学生

平 沼 東 柱

大正七年十二月三十日貳生

右ノ者ニ対スル治安維持法違反事件ニ付当裁判所ハ検事江島孝関与ノ審理ヲ遂ケ判決スルコト左ノ如シ

### 主 文

被告人ヲ懲役貳年ニ処ス

未決勾留日数中百二十日ヲ本刑ニ参入ス

理 由 被告人ハ満州国間島省ニ於テ半島出身中農ノ家庭ニ生レ同地ノ中学校ヲ経テ京城所在私立延禧専門学校文科ヲ卒業シ昭和十七年三月内地ニ渡来シタル上一時東京立教大学文学部専科ニ在学シタルモ同年十月以降京都同志社大学文学部選科ニ転シ現在ニ及フモノナリタルトコロ幼少ノ頃ヨリ民族的学校教育ヲ受ケ思想的文学書等ヲ耽耽シタルト交友ノ感化等ニヨリ夙ニ深く怨嗟ノ念ヲ抱ケル傍ラ我朝鮮統治ノ方針ヲ目シテ朝鮮固有ノ民族文化ヲ絶滅シ朝鮮民族ノ滅亡ヲ図ルモノナリト做シタル結果茲ニ朝鮮民族ヲ解放シ其ノ繁栄ヲ招来セシム為ニハ朝鮮ヲシテ帝国統治権ノ支配ヨリ離脱セシメ独立国家

ヲ建設スルノ他ナク之カ為ニハ朝鮮民族ノ現時ニ於ケル実力或ハ過去ニ於ケル独立運動失敗ノ跡ヲ反省シ当面朝鮮人ノ実力民族性ヲ向上シテ独立運動ノ素地ヲ培養スヘク一般大衆ノ文化昂揚ニ民族意識ノ誘発ニ努メサルヘカラストニ決意スル至リ殊ニ大東亞戦争ノ勃発ニ直面スルヤ科学力ニ劣勢ナル日本ノ敗戦ヲ夢想シ其ノ機ニ乗シ朝鮮独立ノ野望ヲ実現シ得ヘシト妄信シテ益々其ノ決意ヲ固メ之カ目的達成ノ為同志社大学ニ転校後予テ同様ノ意図ヲ蔵シ居タル京都帝国大学文学部学生宋村夢奎等ト屢会合シテ相互ニ独立意識ノ昂揚ヲ図リタル外朝鮮人学生松原輝忠白野聖彦等ニ対シ其ノ民族意識ノ誘発ニ専念シ来リタルカ就中

第一 宋村夢奎ト (イ) 昭和十八年四月中旬頃同人ノ下宿先タル京都市左京区北白川東平井町六十番地清水栄一方ニ於テ会合シ同人ヨリ朝鮮満州等ニ於ケル朝鮮民族ニ対スル差別圧迫ノ近況ヲ聴取シタル上交々之ヲ論難攻撃スルト共ニ朝鮮ニ於ケル徴兵制度ニ関シ民族的立場ヨリ相互批判ヲ加ヘ該制度ハ寧ロ朝鮮独立実現ノ為一大威力ヲ加フモノナルヘシト論斷シ (以下略)

〔出典〕 尹一柱、伊吹郷訳『尹東柱全詩集・空と風と星と詩』(影書房、1995、7刷)223頁～237頁。数ある文献のなかで、貴重な資料を掲載した紺谷信子、水野直樹、安斎育郎「「詩人尹東柱 記憶と和解の碑」建立運動の現状と開示裁判資料の意味」『立命館平和研究』第12号(2011.3)11頁～25頁を掲記しておきたい。

(39) 村井敏邦「戦後刑事法学に反省はあったか」『法律時報』第80巻第10号(2008)85頁。村井敏邦教授は戒能通孝説を評価している。

## V. 大学における“兵役の勧め”…尾高朝雄の「道義朝鮮と徴兵制度」論 …李恒寧の「肇国と法律」論にふれて…

朝鮮植民地における大学教育の頂点にあった「京城大学」は、あくまで国家の営造物としての顔を持っており、とりわけ「特ニ皇国ノ道ニ基キテ」「忠良有為ノ皇国臣民ヲ鍊成スル」ために朝鮮半島にわざわざ設置した帝国大学であるだけに、朝鮮総督府の統治政策・教育政策に左右されやすい限界を内在させていた<sup>(40)</sup>。当時において、東京大学を経て京城大学に赴任し、「国法学」を講義した尾高朝雄(1899～1956)は、後に主著『実定法秩序論』(1942)を著し、学界から「日本法学会の最大の収穫」とまで評価され<sup>(41)</sup>、学界の一角を築いていた優れた研究者であったといえよう。尾高朝雄は主著で「大日本帝国憲法」における「立憲君主国家

の原理」（第6章）を明らかにして「神格を以てする統治」を説いた。そこには「神の位」に在るものが為す「信仰による政治」、そして「神」に対する「国民の従順」とはいかなる意味か、が縷々と示されている。

曰く「君主と国民の間には、一方は統治の主体であり、他方は統治の客体であるという絶対の関係にある。」「それが君主中心・君民一体の原理によって貫かれた立憲君主国家の実定法秩序である」<sup>(42)</sup>「君主の統治は、けっして単なる人の人に対する統治ではなく、君主の統治に随順する国民の態度は、もはや人の人に対して捧げる信頼ではない。神格を以て行われる統治は、すなわち信仰によって応えられる。」<sup>(43)</sup>

この尾高朝雄の君主天皇論が、実際に当時の植民地大学に如何なる影響を与えたか。このことは、尾高朝雄の弟子李恒寧（Lee Hang Nyon、1915～2010）が著した論文「肇国の精神と法律」（1939）をみれば一目瞭然であろう<sup>(44)</sup>。当時の尾高法哲学の神髓がよく反映されていると信ぜられるからである。以下に李恒寧の肇国論を素描する。

李恒寧論文の特色は、国家有機体説に立脚して、国民の生命と国家の生命を同一視し、人間の生活を区分けし、信仰生活、感情生活、知識生活と意思生活に依拠した立体的構造に把握し、そこに四重構造を観た点にある。信仰生活は、主幹と客観が一致する人間生活の可能性を保障する始原的根柢である。そして主観客観の分離した経験生活が、一つは感情生活であり、他は知識生活である。自我が生命体として生きるという主観的実践的側面が感情生活であり、対象をば抽象的に把握しようとする客観的で認識的側面が知識生活である。そして、動かんとする感情生活と静ならんとする知識生活の矛盾を止揚し、生活に調和を齎すものとしての意思生活がある。この四重生活の「生き方」が即ち「法」である、とする<sup>(45)</sup>。ここから、信仰法（神道）、感情法（忠道）、知識法（自然法）、意思法（実定法）が構成される<sup>(46)</sup>。この前提に立って、李恒寧は尾高朝雄が説く君主の統治に対する臣民の「信仰」の在るべき姿を明らかにしようとした。

李恒寧はいう。信仰法ないし神道は、「日本民族の在り方であり、生き



方である。」「新党における神は、実在し絶えず己を生成させていく普遍的生命そのものである。生の摂理であり、宇宙の大法である。この原理を『結び』という。』『結び』の原理は「神代から伝わった日本精神の神髄」であり、「神は絶対精神の表現者として、天神は皇神（天照御神）に、皇神は天皇に表現される。」それでは『結び』の現実的意味如何。いわく「我われ大和民族は皇神の血統によって統一された大家族であり、皇国は血族主義による家族国家」であって「天皇と臣民とは同じ血の流れる親子」と解した。『結び』の意義は、事実の認識ではなく、「血の統一」への信念である。それはまた「神意に信従して、天皇に対して無条件に服従する者のみが皇国臣民」であることであった<sup>(47)</sup>。

「血の統一」は、神道における拡張の原理である。感情法はこの「血の統一」を拡張したのものとして、その極致に皇国への犠牲の精神を据えている。李恒寧にとって『軍人勅諭』にいう「軍人ハ忠節ヲ尽スヲ本分トスヘシ」の「忠節」こそが、「臣民の感情法の実践」<sup>(48)</sup>に外ならなかった。曰く、「血の統一」から自ずと「人間の自然的性情の発露」として「親なる天皇の仁慈」と「子なる国民の忠誠」が迸り出る、と。李恒寧の次の言説は、後述する尾高朝雄の論文「道義朝鮮と徴兵制」の結論部分と表裏一体となるものである。すなわち、「君のため国のため、すべてのものを捧げて「死」ぬる瞬間こそ、日本人の最も強く「生」きる瞬間であり、かかるが故に最も喜悦に満ちた瞬間である。そしてただ「天皇陛下万歳」という感激の絶叫の中に、普遍的大生命に帰一するのである。「君のため、国のために死することこそ、最も強い生き方である。」<sup>(49)</sup> この立場こそ、李恒寧のいう「信仰法」に支えられた「感情法」の本質であるといつてよい。「内心の本能を規律する法」、すなわち感情法の帰結は、皇国への「殉国」の論理以外のなにものでもない。朝鮮人の一人として生まれた若者が、皇国臣民化、同化教育から学んだものは、まさに国策に迎合し、「殉国」を心良しとする「犠牲の精神」であったといえよう。

それでは李恒寧を育てた師たる尾高朝雄の立論は如何。まず尾高朝雄が「皇民化」ないし「道義」の核心をより具体的に展開した論文「国家

哲学」（1941）をみよう。そこでは、「国家によって実現されるところの道義は、単一国家を超越する普遍的理念」であり、天皇は「神格」を以て統治の大権を総覧する『現人神』に他ならず、「国民が天皇を仰ぎ奉るのは、神を仰ぎ祭るに等しい」と声明された。それゆえ、植民地においては、神格を仰ぐ「異質の系統に属する日本国民であっても、私の理念を去って公の大義に生き、天皇中心の道義の建設に邁進して行く以上、すでに真の皇国臣民であり、やがては大和民族として一体化の実を挙げるに至るであろう。その意味で、今日特に重要課題とされなければならないものは、2,300万の朝鮮人皇民化運動である」と<sup>(50)</sup>。まさに、これが彼の説く「国家哲学」の“実現すべき最大の課題”にほかならない。彼の主張は、後掲する彼の論文「道義朝鮮と徴兵制」（1942）が指向する、皇国臣民化させられた朝鮮青年に対する兵役義務をより顕在化し、展望するものであった。

この時期、第三次朝鮮教育令と「表裏・形影の関係」<sup>(51)</sup>に立つ「陸軍特別志願兵令」（勅令第95号）が制定された。1938年のことである。しかし、「陸軍特別志願兵令」による「志願」のみでは「兵」の確保が至難になると、朝鮮総督府は急遽、朝鮮青年に対して「朝鮮青年特別錬成令」（1942年、制令第33号）を發布して、軍務に服すべき者の養成を図った。「錬成令」の条項には、朝鮮青年の「錬成」に参加すべきことが、「志願」ではなく、はっきりと刑事罰を伴った法律として規定されていたのである。この法令は「将来軍務ニ服スヘキ場合」と規定され、後日、朝鮮の地に「徴兵制」が敷かれる前触れでもあった。「朝鮮青年特別錬成令」は次のように定められていた。

第一条 本令ハ朝鮮人タル男子青年ニ対シ心身ノ鍛錬其他訓練ヲ施シ将来軍務ニ服スヘキ場合ニ必要ナル資質ノ錬成ヲ為スヲ以テ目的トシ兼ニ勤勞ニ適応スル素質ノ錬成ヲ期スルモノトスル

第二条 朝鮮ニ居住スル年齢十七歳以上二十一歳未満ノ朝鮮人タル男子ニシテ第七条第一項ノ規定ニヨリ選定セラレタル者ハ、本令ニ依リ錬成ヲ受ケルコトヲ要ス（以下略）

第十八条 錬成ヲ受ケル義務アル者、正当ナ事由ナクシテ錬成ヲ受サルトキハ拘留又ハ科料ニ処ス<sup>(52)</sup>

「朝鮮青年錬成令」は着実に実施され、終に朝鮮の地に「徴兵制」が実施されることになった。兵役の義務を定めた「兵役法ノ一部改正ノ件」(1943年、法律第4号附則)がそれである。1944年4月1日以降8月2日までの間に、206,057人が第1回徴兵検査を受け、同年9月1日から「朝鮮軍」として入営したことが記録されている<sup>(53)</sup>。

このような背景の下で、大学の教壇にあった尾高朝雄は、朝鮮青年に対して声高に「道義朝鮮と徴兵制」論(1942)、「朝鮮教学論」(1944)を説いた。彼にとって「皇国臣民化」を進めることは「道義朝鮮を建設すること」であって、そこに「徴兵制の施行の意義」を見出している。この筆力からは、彼の論文「国家哲学」で強調された「国家の理念としての道義」の核心部分に、真実、朝鮮青年に対する「兵役」の義務が据えられていたことが、つぎの言説からも明白である。尾高朝雄はいう。

「道義朝鮮の建設とは、日本精神が朝鮮半島の隅々まで浸透し、半島2,400万の民衆が心の底から骨の髄まで完全に日本人になり切ることを意味する。それは必ずなすとげられなければならぬ皇国の当面の課題であり、なせば成る為さねば為らぬところの日本精神の一試練である。徴兵制の根本義も、此の点から深く洞察しなければならない。……欽定憲法に規定する兵役の大義務は、道義人の担う無上の光栄として半島同胞の頭上に燦として輝く。此の光栄に感激し、道義錬成の梯を黙々として昇り行く人々こそ、真に大東亜の道義的建設の指導者たるに値するであろう」と<sup>(54)</sup>。この美辞麗句には、朝鮮青年が身を棄てて応兵すべきことを誘う殉国へのあからさまな扇動がみられないか。

同時期に、総督府から植民地教育の「視学委員」に任命された尾高朝雄の「朝鮮教学論」は、より鮮明に「皇国臣民への化成」を説いている。いわく「いかにして朝鮮同胞の皇国臣民化を完成すべきか。……朝鮮を内地同様の皇国の一環たらしめ、朝鮮民衆を内地人と異ならぬ皇国臣民に化成するということは、決戦下急速の要請となりつつある。……戦争

は声明を飛躍せしめる。この飛躍の目標は徴兵制の実施によって示され、この飛躍を実行するための飛躍版の一つとして、義務教育が用意せられた。あとはただ、現実の飛躍あるのみである」<sup>(55)</sup>という。教育現場を巡視し、監督した大学教官のこうした主張に至ると、植民地朝鮮で数次にわたって実施されてきた朝鮮教育令下の「義務教育」の到達点が、いかなるものであったかが判然とする。尾高は続けて「朝鮮教学の要諦は人間的価値観の転換を図るに在る。世に人として、とくに皇国臣民として、何が最も尊ばれるべきであるか。…朝鮮では、この際徹底的に価値転換を行い、勤労による奉公の喜びのなかに、皇国臣民たる生き甲斐を体得せしめるよう指導することが必要である。」<sup>(56)</sup>

如上において、朝鮮教育令等に掲げられた「勅語ノ趣旨ニ基キ忠良ナル国民」、「一視同仁」、「内鮮一体」、「忠良ナル皇国臣民ノ育成」等の条項が、まさに同化教育の要諦として、皇国臣民が担う兵役義務の習得が目途とされていたことが明らかとなった。植民地の大学で説かれた「朝鮮教学の要諦は人間的価値観の転換を図る」とは、価値転換の目的に兵役義務をおく滅私奉公への転換、すなわち兵として皇国への殉国を強いるものに他ならなかったといえよう。

皇国臣民化という「同化教育」の極致には、『戦時教育令』（1945年、勅令第320号）及び『戦時教育令公布ニ関スル訓令』（1945年、総督府訓令第37号）が据えられていたのである。36年間にわたる「同化教育」の帰結は、朝鮮青年に対して命じた条項、すなわち「学徒ハ尽忠ヲ以テ国運ヲ双肩ニ担ヒ戦時ニ緊切ナル要務ニ挺身シ平素鍛錬セル教育ノ成果ヲ遺憾ナク發揮スルト共ニ知能ノ練磨ニカムルヲ以テ本分トスベシ」（「戦時教育令」第一条）に尽きる。朝鮮青年への兵役義務は、まぎれもなく人的資源の収奪であった。法律を以てする「同化」、すなわち「法治」としての皇国臣民化扶植ほど、被支配民族の尊厳を否認し、その人権を蔑ろにした罪深いものはなかった。

## 註

- (40) 石川健治「コスモス—京城学派公法学の光芒」『「帝国」の本の学知』第一卷「帝国」編成の系譜 酒井哲哉編(岩波書店、2006)194頁～195頁。この論文は、尾高朝雄の虚像と実像を学ぶ上で、これに勝るものはない。総督府の皇民化施策の旗印として「思想戦の前線」隊長にまで昇った尾高朝雄が「戦ひの最中にも、なおかつその国と『共栄の実』を挙げ、以て『世界平和の確立』に寄与することを祈念して止まないのは、国家の崇高な道義でなければならぬ」として、「道義朝鮮」を説き、終に徴兵制を推し進める、彼の「正義の矩」の欺瞞性を実証している。尾高朝雄「国家哲学」岩波講座『倫理学』第7冊(岩波書店、1941)108頁。
- (41) 横田喜三郎「尾高朝雄『実定法秩序論』紹介」『法学協会雑誌』第16巻第9号(1942)108頁。
- (42) 尾高朝雄著『実定法秩序論』(岩波書店、1942)560頁、574頁。
- (43) 尾高朝雄著『実定法秩序論』(前掲)560頁。こうした「法」の観念は、「国体の本義」と「道義刑法」を説いた小野清一郎と軌を一にする。「万世一系の天皇が日本国を統治し給うことは、日本における法理中の法理、道義中の道義である。」「国体は神ながらの絶対なる道に基づく天皇の統治」以外のなものでもない。それ故に、国体の元における天皇と臣民の関係は、「絶対的なものへの随順であり、帰一である。」小野清一郎著『日本法理の自覚的展開』(有斐閣、1942)81頁、89頁、94頁。なお、鈴木敬夫「戦争犯罪を犯した法学について—千葉正士「戦時期における小野清一郎・尾高朝雄の法哲学」批判—」『法文化論の展開—法主体のダイナミックス』千葉正士追悼(信山社、2015)31頁以下参照。
- (44) この論文は、尾高朝雄の直門の弟子が、「昭和の聖代、国威が実に盛隆したこの時期に、国体をさらに明徴すると同時に、実に国体の神髄に符合する日本法学を確立しようとする趣旨」で全国公募された懸賞論文に応募し、受賞したものである。東京控訴院長及び大審院次長検事等五人が審査に当たっている。当時において、朝鮮人学生による受賞として、大きく報道された。もとより原文は国語(日本語)である。論文は、李恒寧「肇国の精神と法律」、『法曹界雑誌』第17巻第8号(1939)155頁以下、同第17巻第9号(1939)159頁以下、同第17巻第10号(1939)131頁以下と三回にわたって掲載された。しかし李恒寧は、終戦と同時に尾高説を棄て、独自の研究書『法哲学概論』(首都文化社、1955、初版)を著わした。再改訂版(博英社、1974)の鈴木敬夫訳、李恒寧著『法哲学概説—法哲学の風土的方法と世界史的構造—』I・II(成文堂、2000・2001)がある。
- (45) 李恒寧「肇国の精神と法律」(前掲)第17巻第8号159頁。
- (46) 法の四重構造の理念に、「肇国の精神の象徴」として「三種の神器」が据

えられている。まさに「神鏡」、「神珠」、「神剣」は、李恒寧にとって、配分的正義と均分的正義を顕現する精神生活の象徴であった。「肇国の精神と法律」（前掲）第17巻第10号145頁～146頁。李恒寧の立論には、笈克彦が説く「三種の神器と日本精神」論に陶酔していたことがみてとれる。笈克彦著『大日本帝国憲法の根本議』（岩波書店、1936）363頁、370頁以下。はたして「神剣」は天皇への「忠誠の剣」であろうかが問われなければならない。この点について、鈴木敬夫「皇民化を受容した法学思想…戦時期における尾高朝雄と李恒寧の所説を中心に…」『札幌学院法学』第34巻第1号（2017）53頁以下、とくに77頁～78頁。李恒寧の肇国法論は、金昌祿教授から師である尾高朝雄が思いもよらなかった「三種の神器」を“法の理念”に据え、皇国に対するより法的神秘化ないし神聖化を図ろうとするものであった、と論評された。すなわち金昌祿論文「李恒寧の法思想Ⅰ」「법사사Ⅰ—식민지조선의 법학도—」『法史学研究』第49号（Seoul, 2014）168頁。金昌祿教授は、李恒寧の「三種の神器」論を次のように要約した。

「三種の神器は、肇国の精神の象徴であり、日本精神の象徴である。神鏡に現れた感情法、神珠に現れた知識法、神剣に現れた意思法は、これ以上象徴としては表現できない、ただ信念と体験のみで体得できる信仰法から由来するものである。そうであれば、真正な法は、単にすべての既存の規範から離れて、ただ神の意思をそのままに、神に仕えることで神に帰一するときのみ、悟ることができるものである。このようにしてのみ、我われの国体が万国で一番であるという理由と、我が国法が東西に比することがないほど立派なものである理由を知るようになり、我われはさらに皇国で生まれた幸福を痛感して、その命を捧げて、君国に奉仕しなければならないという切実な愛国心の心に燃えることになるだろう。」

- (47) 天皇は「生霊を点ぜられる現人神であらせられる。」この「神ながらの道」に導かれて「血の血統」は「心の統一」となり、萬世一系の天皇を支える礎石となる。李恒寧「肇国の精神と法律」（前掲）第17巻第9号169頁、171頁～172頁など。
- (48) 李恒寧「肇国の精神と法律」（前掲）第17巻第10号135頁。
- (49) 李恒寧「肇国の精神と法律」（前掲）第17巻第10号136頁。「かるが故に、東西その類を見ない『殉死』の風」が育まれたのである。これは臣民が「天皇と喜怒哀楽を共にする生き方そのもの」と説かれた。
- (50) 尾高朝雄「国家哲学」（前掲）100頁。
- (51) 南総督の訓示「陸軍特別志願兵令公布に際して」、朝鮮総督府編『施政三十年史』（1940）803頁～304頁。
- (52) 「朝鮮青年特別練成令」の全文は、『文教の朝鮮』第205号（1942）頁に拠る。

- (53) 優れた先行研究として、宮田節子著『朝鮮民衆と「皇民化」政策』（未来社、1985）94頁以下、とくに109頁以下参照。さらに宮田節子には論文「内鮮一体・同化と差別構造」『朝鮮の近代史と日本』（大和書房、1987）141頁以下がみられる。
- (54) 尾高朝雄「道義朝鮮と徴兵制度」、朝鮮総督府刊『朝鮮』第326号（1942）頁、18頁～26頁。当時、京城帝国大学の教壇に立っていた尾高朝雄は、「朝鮮学生たちに、軍国主義の手先とまで批判された」という記述がみられる。金昌禄「尾高朝雄と植民地朝鮮」『帝国日本と植民地大学』酒井哲也編（ゆまに書房、2014）294頁、296頁。このテーマに絞った鈴木敬夫「道義朝鮮と徴兵制一戦中期『尾高法哲学』の一側面」『専修総合科学研究』第21号（2013）巻頭、とくに7頁がある。さらに金昌禄教授には論文「日本の近代天皇制に関する法史的考察」及び論文「一九六五年『韓日条約に対する法的再評価』がある。『国際共同研究 韓国併合と現代』笹川紀勝・李泰鎮編著（前掲）628頁以下、670頁以下がある。金昌禄氏は韓国慶北大学法科大学教授である。
- (55) 尾高朝雄「朝鮮教学論」I、『文教の朝鮮』第219号（1944）14頁～15頁。
- (56) 尾高朝雄「朝鮮教学論」II、（前掲）第222号（1944）12頁～13頁。

## 小結…「自由を放棄する罪」について — 李恒寧と李慶煥の「直訴」—

小結として、日本の植民地統治の下で「同化」を余儀なくされた被統治者の「自由を放棄する罪」について触れたい。

先ず「肇国の精神と法律」を著した李恒寧の良心についてである。李恒寧が母国朝鮮の地に誕生したのは1915年であった。物心のついた頃は既に「併合」がなされ、第一次朝鮮教育令が施行されていた時代であった。大学時代、二十四歳で懸賞論文に応募して受賞した新進気鋭の朝鮮青年は、まさに「皇国臣民化」教育の中で成長した申し子であったといえよう。戦後に至り、李恒寧は受賞した事実を想起して、次のように回顧している。受賞について「当時の新聞が華やかに囃し立ててくれたのは、いわば国体明徴に韓国人学生が参加したことを、いわば内鮮一体政策に利用しようとする底意があったようだ」、「私が懸賞論文に当選した記事を読んだ、知事派（抗日反総督府派、訳者註）に属する学友たちが私を呼びつけて、「民族を侮辱し、日本の植民地政策に協力した民族の反逆者」

という烙印を押して、ほとんどが絶交宣言をするありさまだった。懸賞論文に当選したことは、私に誇りよりも寧ろ悩みをもたらした。言い換えれば、“それは恥づかしい光栄”であった」と述べている<sup>(57)</sup>。李恒寧のいう「恥づかしい」とは何か。思うに、それは、まぎれもなく己が尊ぶべき良心の「自由」を棄てて、悪法、植民地専制、圧政等に擦り寄り、「自由を放棄する罪」（放棄自由之罪）を冒したからに外ならない<sup>(58)</sup>。尾高朝雄や李恒寧は、戦時下にあつて時勢に乗じて、何一つ疑うことなく確信をもって「自由を放棄する罪」を犯したのと言えよう。当時においても尾高朝雄であれ李恒寧であれ、論文を著述しない自由はあった。ここには、むしろ国威に迎合し、権威に従うことを善しとする、良心から解放された無自覚な道徳心がみてとれる。

つぎに、朝鮮青年李慶煥の「直訴」をどうみるか。以下に、1928年（昭和3年）、京都において、李慶煥が起こした天皇への直訴事件の判決文を掲げる。すなわち渡日した一人の朝鮮青年が、行幸中の天皇に対して、大略「朝鮮民族も陛下の臣民である以上、日本人同様に兵役の義務に就いてよいから、朝鮮の地はもとより日本においても、朝鮮人を日本人同様に扱ってほしい、その他政治的差別を廃止してほしい」等と書面を以て天皇に願い出た「請願令」違反事件の判決全文である<sup>(59)</sup>。

#### 御大典時ノ直訴事件

天皇陛下ニハ昭和三年十一月二十五日伏見桃山陵御親謁ノ儀ヲ訖ラセラレ同日午前十一時二十分京都駅ニ御着直ニ京都皇宮ニ鹵簿ヲ進メサセラレ同十一時三十二分頃京都市下京区烏丸通上珠数屋町下ル東側ニ於テ皇后陛下ノ御車ノ通御終ラントスル刹那奉拝者中ヨリ突然「直訴」（語音明確ナラス「ワッ」ト聞ユ）ト叫ビ奉拝線ノ張繩ヲ潜リ御道筋ニ躍リ出テントセルヲ認メ警護中ノ堀川署員等ニ於テ犯人ヲ押ヘ奉拝者ニ些ノ動揺モナク鹵簿ハ何等ノ御差モナク通御アラセラレタリ

然ルニ本名ハ当時右掌中ニ半紙大西洋紙原稿用紙（十行十字詰）ニ墨筆以テ別紙内容ノ直訴文ヲ認メ血判ヲ押捺シハ折ニセルモノヲ握リ居タルヲ以テ直ニ京都府警察部ニ引致シ取調タルニ同人ハ



本籍 朝鮮慶尚北道星州郡大家面龍興洞八〇五 李相雨 長男  
 住所 兵庫縣飾磨郡手柄村ノ内東延未三五 高田政喜方  
 李慶煥事 李熙龜 (二七年六月生)

ナルコト判明セリ直訴ノ動機等左記ノ通りニシテ身柄ハ一件記録ト共  
 二十一月二十七日請願令違反トシテ京都地方裁判所検事局ニ送致セリ

### 記

#### 直訴ノ動機及行動

本名ハ大正十二年六月ナイチニ渡航常ニ差別的待遇ヲ受ケ居ルニ不満ヲ  
 抱キ居リシカ新聞雑誌等ニ依リ在満州ノ鮮人カ続続支那ニ帰化スル事並  
 ニ鮮人ノ内地渡航ノ嚴重ナル制限ヲ受ケツツアル事等ニ憤慨シ居リタル  
 処偶々往年水平社員ノ直訴事件ヲ新聞ニテ知り且其犯人ニ対スル刑罰ノ  
 比較の輕カリシ為此時ヨリ陛下ニ直願スヘク企図シ爾來機ノ至ルヲ待チ  
 居リタルモノニシテ本件直訴ニ付テハ他人ト謀議シ又ハ他人ニ教唆セラ  
 レタル形跡ナク全ク本人独断ノ發意ニ基クモノト認メラル本人ハ十一月  
 二十三日午前中主家ニテ蜜ニ直訴状ヲ認メタル後明輩森孝雄ニ対シ明石  
 市ノ大山李三郎事李成立ヲ訪問シ即日帰宅スル旨申置キ出發シ途中飾磨  
 街ノ従弟鮮人伊藤徳太郎ヲ訪問黒羅紗萬套ヲ借り受ケ午後四時半頃明石  
 市新浜四丁目ナル大山李三郎コト李成立ヲ訪問一泊シ翌二十四日午前七  
 時頃起床朝食ヲ済マシ李成立ヨリ金六円ヲ受取り一面飾磨町ナル雇主高  
 田政喜宛ノ書状ヲ認メ姫路市ニ赴ク旨申シ残シ鳥打帽子及下駄ヲ買求メ  
 午前八時明石発列車ニテ出發車中移動警察官ニ身体検査ヲ受クル虞アル  
 ヲ以テ直訴状ヲズボンノ裾ニ卷込ミ隠蔽シ京都ニ下車予テ京都在住中勝  
 手ヲ知り居タル伏見町ニ至リ同字棒鼻木賃宿朝日館事熊本淺次郎方ニ  
 泊二十五日午前六時頃七条駅前ニ至リ直訴状ヲ着用ノ毛糸製シャツノ袖  
 口折返シニ隠蔽シ巧ニ検索ヲ逃レ直訴ヲ企テントシタルモ軍隊堵列シ居  
 リタル為メ之ヲ果サス更ニ前記ノ場所ニ至リ機ヲ見テ直訴ヲ為サントシ  
 タモノナリ

#### 直訴文ノ写

前韓国人李慶煥敢テ

尊嚴ヲ冒瀆シ茲ニ謹シテ恭シク

我天皇陛下ニ願望スル所アラントス

一天皇施政下ニ民族的差別アレハ東洋平和精神之障害ナリ

民等二千万民族モ陛下之臣民タル以上国家ノ為ニ働キタキ故ニ左記ノ事

項ヲ

頓首頓首願望

事項

- 一、朝鮮総督府廃止ノ事
- 一、内地同様衆議院ノ議員選挙ノ事
- 一、内地人同様徴兵役ノ事
- 一、在外朝鮮人ヲ内地人同様保護ノ事
- 一、其他政治的差別ヲ廃止ノ事

際

昭和三年十一月二十五日

民 李 慶 煥 頓首

血判

植民地朝鮮において、「六・一〇万歳事件」（1926）や「光州学生独立運動事件」（1929）が起きていた当時、朝鮮から日本に渡った李慶煥は、日本国内においては、朝鮮独立を求める数多の「檄文」が何等の波紋を起こしていないばかりか、むしろ差別が拡大している現実を目の当たりにした。朝鮮学生による植民地的差別の廃絶を訴える『檄文』、「植民地奴隷教育を打倒せよ」に凝縮された「人間の自由」を求める叫びが、およそ日本政府や日本社会に届いていない現実を知った。この朝鮮人に対する差別の実態に不満を抱き憤慨した朝鮮青年が、「陛下之臣民」として立ち上がり、「天皇施政之下ニ民族的差別アレハ東洋平和精神之障害ナリ」、「朝鮮総督府廃止ノ事」など天皇への直訴を試みたことは、支配されている者の抵抗権の発露として、高く評価されてよい。しかし「直訴」文において頓首「願望」として、撤廃すべき「政治的差別」を五項目掲げ、その一項に「内地人同様徴兵役ノ事」を願い出たのは如何なものか。

当時において、朝鮮人に対して「兵役の義務」が課されていないことが、あたかも「政治的差別」であるかに解されている。彼は、朝鮮人が内地人（日本人）と同様に、「兵役の義務」をまっとうしなければ「陛下之臣民」たる要件が満たされない、平等な皇国臣民と扱われず差別される、と思ったに相違ない。抗日「檄文」の舞う朝鮮の地で育った者にしては、彼には、学生たちによって民族独立運動が勃発された背景はもとより、「兵役」に就いて「国家ノ為ニ働キタキ故」が、実は朝鮮民族に対する「人的資源」の収奪に自ら加担することになるという認識がまったくなかった。民族の誇りと自由を棄てて兵役を志願することが、先の李恒寧がいう“恥ずかしい”行為であるという自覚ないし良心が失われていたのである。まぎれもなくそれは「自由を放棄する罪」を冒す行為に該当する。

植民地朝鮮において「兵役法ノ一部改正ノ件」が布かれたのは1943年3月である。李慶煥が「自由を放棄する罪」を冒して、「韓国人」の名において「敢テ」「内地人同様徴兵ノ事」を「直訴」した史実は、以後、植民地における皇国臣民化教育の成果の一つとして、幾度にわたり日本の為政者に悪用されたであろうことは想像に難くない。「同化」教育は、被支配民族の精神活動を貶め、純粹無垢な朝鮮青年に対して民族的良心を麻痺させてしまい、「自由」を放棄するよう陥れたといえよう。

こうしてみると、法治としての「同化」が、被支配民族に対して人間の尊厳を忘れ、「自由を放棄する罪」を冒すよう幾重にも働きかけた精神侵奪は、決して黙過されてはならないであろう。

## 註

(57) 金昌祿「李恒寧の法思想Ⅰ」(前掲) 167頁。

(58) 近代中国の思想家梁啓超は「自由を放棄する罪」は、「自由を犯す罪」(侵入自由罪)よりはるかに重い、と教えている。杜鋼建「憲政における梁啓超の人権思想」『現代中国の法治と寛容…国家主義と人権憲政のはざままで』鈴木敬夫編訳(成文堂、2017) 323頁以下。自由を棄てるか否か、己の良心的決断に関わる。「良心の自由」は儒学仁性論の要である。孟子は「其の良心を開き放つ」(放其良心)と言い、「おし拡め之を充(大)にする」(擴而充之)という、

良心が発揮される仁性的な実践論を提起して「自由を放棄する罪」を諫めている。鈴木敬夫「儒学における良心の自由…杜鋼建教授の人権論を中心として」『札幌学院法学』第13巻第1号（1996）19頁。

(59)『高等警察要史』（慶尚北道警察部、昭和九年、1934）、299頁～301頁。

付記：この拙論は、札幌学院大学法学部主催の2019年公開講座リレー講義『法政総合講座B「人権と法」』、第3回「法治としての“同化”と人権—皇国臣民化と新疆ウイグル族への中国化」（10月9日）の配布資料に加筆したものである。まず、講義の前半部分を“戦前朝鮮の「皇国臣民化」と人権…法治としての「同化」…”としてまとめ、判例を補い、李恒寧の「肇国論」、「自由を放棄する罪」論を挿入し、幾多の註を以てこれを補完したものである。

次いで後半部分は、“新疆ウイグル族への「中国化」と人権…法治としての「同化」（続）…”としてまとめ、少数民族自治の主張と「新疆ウイグル自治区過激化除去条例」（2018）の問題点を指摘し、その言語と宗教に対する規制をめぐる中国内の諸説を紹介し、多民族国家中国の法治と人権の在り方について小稿する予定である。